

発議第 1 号

筑紫野市議会委員会条例の一部を改正する条例

筑紫野市議会委員会条例(昭和 47 年筑紫野町条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、改正後の筑紫野市議会委員会条例第 18 条の規定は適用せず、改正前の筑紫野市議会委員会条例第 18 条の規定は、なおその効力を有する。